

1. 輪之内町行財政改革大綱

第1章 本町における行財政改革の経緯と考え方

1. これまでの経緯

行財政改革は、社会経済環境の変化に即応しながら、住民サービスを効率的かつ効果的に提供するため、施策・事業、執行体制、制度などを見直していくものです。それはまた、行政が常に取り組むべき課題でもあります。

本町では、平成8年3月の「輪之内町行政改革大綱」策定以来、平成12年2月、平成18年3月の大綱（輪之内町集中改革プラン）の見直しを含め、計画的に行財政改革を推進し、着実な成果を上げてきました。

2. 行政を取り巻く環境変化

平成18年3月に大綱（輪之内町集中改革プラン）を策定して以降、行政とりわけ本町を取り巻く環境は大きく変化しております。また、以下に掲げる事項は、いずれも今後の町政運営に極めて重大な影響を与えることが予想されるものです。

（1）地方分権のさらなる進展

平成19年4月に「地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）」が施行され、地方公共団体は、今後さらに国との分担すべき役割を明確にし、自主性や自立性を高める必要があります。

このことは、地方公共団体が、自らの判断と責任において行政を運営する自覚をより強く持たなければならなくなったことを示しています。

また、国では、地域住民に身近なサービスはできる限り地方公共団体に委ねることを基本とした権限移譲の推進及び税源配分等の財政上の措置の在り方の検討が引き続き進められています。

これらを踏まえ、地方公共団体は、今後より一層の行財政改革を推進するとともに、公正の確保や透明性の向上、住民参画の推進のための措置を講じ、行財政体制の整備・確立を図らなければなりません。

（2）行政改革の推進

平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（以下「新地方行革指針」という。）が総務省から示され、各地方公共団体は民間委託の推進、定員・給与の適正化、事務事業の再編・整理等の取り組みを明示した「集中改革プラン」を公表しました。

新地方行革指針の策定後、平成18年6月に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号。以下「行革推進法」という。）が施行される中において、平成18年7月に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。「以下公共サービス改革法」という。）が施行されるな

ど、地方公共団体における行政改革の更なる推進のための新たな手法が制度化されました。

また、行革推進法及び公共サービス改革法を踏まえ、平成18年8月に「行政改革の更なる推進のための指針」が総務省から示されました。

このことは、地方公共団体において、一層の行政改革の推進が求められていることを表しています。

(3) 人口減少社会及び高齢化社会の到来

相対的に、少子化が進み今後人口が減少していくことにより、社会や経済のシステムの変化が急速に進んでいきます。生産年齢人口が減少し、経済成長に対してマイナスの影響を与える可能性や、介護や福祉の分野での労働力不足が顕著化しています。

これからの社会は、高齢になっても元気で暮らせるうちはリタイヤすることなく、これまでに蓄積された知識や豊富な経験を活かしながら、労働や社会貢献活動を担わないと、社会全体が成り立たなくなることを認識しなければなりません。

また、高齢者人口の増加に伴い、年金、医療や介護にかかる社会保障関連費用は増加の一途をたどり、地方公共団体によっては財政運営を逼迫させる大きな要因となることが想定されます。

(4) 厳しい町の財政状況

本町の財政状況は、収入の根幹をなしている町税が景気の低迷により大幅な減少、加えて国のいわゆる三位一体改革に伴い地方交付税が、大幅に減少している他、県の行財政改革（アクションプラン）による県補助金等の削減が進められようとしており安定した財源確保が確立できない状況にあります。

一方、増嵩傾向にある義務的経費に加え、下水道事業等の特別会計への繰出金の対応等、益々硬直化が進む傾向にあり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定めるその健全化判断比率も右肩上がりの傾向にあります。

このような事態の中で、「選択と集中」の考え方のもとに、施策や事業の優先度を常に意識し、将来にわたり継続が可能な公共サービスが提供できるよう財政健全化に重点を置くとともに、受益者には経費の一部負担を求めることを視野に入れた行財政改革をさらに推進する必要があります。

(5) 限界にきている公共サービスのあり方

その昔、「道普請^{みちぶしん}」という言葉があったように、まちづくりは町民が日常生活の中で自らが行ってきた仕事であり、相互扶助の中で培われてきたものです。しかし右肩上がりの経済状況の中で、「公共サービス＝すべて行政が行うこと」という考え方により行政が肥大化してきた経緯は否めません。

複雑多岐にわたる町の公共サービスについて、町民の受益と行政の

責任度合い及び民間でのサービス提供の可否等を判断し、行政が提供しなければならないサービスについては確実に実施し、必要性の減少したサービスについては、廃止・縮減、民営化などの改革を進める必要があります。

将来にわたって町民が必要とするサービスを継続しながら、新たに生じる行政課題に対応していくためには、町が行っている全てのサービスを見直し、行政が税金を投入してどのサービスをどこまで行うべきかを総点検する必要があります。

3. 新たな改革の必要性

行政を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、今後取り組むべき課題を整理しました。

- 地方分権が進展する状況において、国や県との連携を保ちながら、自主・自立の行財政運営を進める必要があります。
- 新たな施策に迅速かつ的確に対応するため、組織や業務プロセスなど行政内部の連携（横のつながり）を一層進める必要があります。
- 将来にわたる持続可能なまちを創るには、地域資源を有効に活用した地域振興を地域経営の視点から官民協働で進める必要があります。

これらの課題を解決するために、新たな改革に取り組むべき指針として輪之内町行財政改革を引き続き策定することとします。

第2章 行財政改革大綱の体系及び計画期間

1. 行財政改革大綱の体系

(1) 基本理念

行政を取り巻く環境の変化及び新たな改革の必要性を踏まえ、行財政改革大綱ではその基本理念を『町民が主役のまち わのうち をめざして』とします。

(2) 基本方針

前号で定めた基本理念に基づき、「5つの基本方針」により行財政改革を進めていくものとします。

1. 町民が主役のまちづくり推進
2. 事務事業の選択と集中
3. アウトソーシングの推進
4. 行政内部システムの整備

5. 身の丈にあった財政運営

2. 大綱の計画期間

この大綱に基づく行財政改革の実施期間は、平成22年度から26年度までの5か年間とします。

庁内組織の「輪之内町行財政改革推進本部」については、期間内に直面する新たな行財政課題にすばやく対応する必要があることから、継続的に活動して大綱の実現をめざします。

この大綱に基づき、具体的な実施計画を定め、計画的に取り組みます。

さらに、この行財政改革の実行にあたっては、「輪之内町行財政改革審議会」の答申を尊重し、実施計画についても必要な見直しを行います。

第3章 行財政改革を進める重点事項

1. 町民が主役のまちづくり推進

地方公共団体を取り巻く状況が年々厳しくなる中、複雑化・多様化する町民ニーズに的確に対応し持続可能な社会にするためには、限りある行政資源（税・職員等）だけでなく、地域の様々な力を結集していく必要があります。そのためには、行政が担うべき範囲の見直しを行い、多様な主体と行政が役割分担しあうシステムの構築を行います。

(1) 町民参画と協働の推進

町民が主体的にまちづくりを推進するため、町民との行政情報の共有化を図るとともに、町民の参画と協働を推進します。

また、行政の一部を町民、地域団体やNPO法人等多様な主体に委託する等の仕組みづくりを行います。

○ 協働事業の推進

地域社会が抱える課題の効果的な解決と町民ニーズにあった公共サービスの提供を目指し、町民活動団体の新たな発想を生かして事業を行う町民提案型の協働事業を推進します。

○ 地域コミュニティとの協働

地域ができることは地域が主体的に担うことで、地域の特性を活かしたまちづくりを進めるために、地域コミュニティ機能の充実に向けた環境整備を推進します。

(2) 積極的な情報の共有化と説明責任の徹底

町民が容易に町政情報を収集できるよう、行政から積極的に情報の提供や公開による町政の透明性を確保するとともに、政策決定過程や成果、課題等についても情報の共有化を図り、町民に町政運営等に関する明確な説明をし、公正の確保とその責任を果たします。

- パブリックコメント制度の徹底
町政に対する意見や要望等を町民から広く聴き反映させるため、各種行政計画等に対する意見聴取の手法としてパブリックコメント制度の徹底を行います。

2. 事務事業の選択と集中

徹底的な経費の削減や事務事業の効率化に努めるとともに、中期的な視点をもった事業の選択と集中を行います。

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

事務事業全般にわたり、計画策定－実施－現状把握－改善のPDCAサイクルに基づき、事業目的とその成果を点検し、その必要性、効率性、有効性、達成度を見極め、時代に即した効率的、効果的な事務事業を推進します。

- 事務事業の緊急性や必要性などの視点にたち、近隣自治体とのサービス水準の平準化を基本に、国県の補助基準に独自に上乗せしている施策や町単独事業について再検討を行い、廃止（休止含む）、縮小を含めた抜本的な見直しを行います。
- 公共事業については、緊急性や費用対効果等から優先度を判断し、効率的・重点的な社会基盤整備に努め、投資的経費の更なる削減を行います。

(2) 職員給与・手当の見直し

職員人件費について、国家公務員の給与準拠に基づき、給与体系、諸手当などを制度面や実態から検証し、適正化に努めます。

3. アウトソーシングの推進

「民間にできることは民間に」を基本に、町として確保しなければならないサービスの水準が維持できること、町民ニーズに対する柔軟な対応が可能であること、経費が削減できること、雇用創出等による地域の活性化が図れることの効果を総合的に判断した上で、町が専管的に実施しなければならない事務事業を除き、現在町が行っている事務事業を民間委託、指定管理者制度の導入、民営化等あらゆる可能性を探り、アウトソーシング実施の業務、施設、時期等を具体的に示し、段階的かつ計画的に推進するものとします。

(1) 民間委託等の推進

事務事業において、それ自体の必要性はあるものの行政が実施主体として事務事業を継続していく必要性が失われている又は減少している事務事業については最も効率的・効果的な実施主体となりうるか検討を行い、民間委託等を計画的に推進します。

(2) 施設の民間委託等の推進

町施設の効率的な運営を図るため、法令等により実施できない施設を除き、町民サービスの向上、効率的・効果的な運営及び経費の縮減をめざし、施設の特性を踏まえながら、指定管理者制度の導入、民営化及び業務委託化を推進します。

4. 行政内部システムの整備

限りある行政資源を最大限に活用するために、職員の人材育成や意識改革、定員管理の適正化等、町民ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう行政内部の体制整備を行います。

(1) 行政評価制度の定着・推進

行政評価制度は、事務の改善や目標管理、職員の意識改革、町民サービスの向上、説明責任の遂行等の実現に有効な手段であることから、行財政改革大綱を推進するための手段として実効性の向上を図ります。

- 事務事業評価調書の定着
- 外部評価の推進

(2) 人材の育成

職員の能力を最大限に引き出すため、「人材育成に関する基本方針」の見直しを図るとともに、成果主義による人事評価制度の導入など、頑張った職員が報われる制度構築により職員の仕事に対する志気を高める取り組みを進めます。

(3) 組織・定員管理の充実

新たな行政課題や住民の要望に迅速に対応するため、絶えず見直しを図るとともに、機動的な職員配置に努めます。

また、「定員適正化計画」に基づき、定員の適正管理を図ります。

(4) 情報インフラ整備による行政サービスの充実

パソコン・携帯電話を利用した公共施設予約システムや図書館予約システムについては、申請手続きの簡素化を図り、公共施設の案内・空き状況確認・利用予約を推進するとともに、最新のイベント情報など配信するなど利便性の向上を図っていきます。

5. 身の丈にあった財政運営

財政健全化のためには、行財政運営の抜本的な見直しが不可欠です。事業をゼロベースで見直すことはもとより、常にコスト意識と危機意識を持ち、経営感覚をもって行財政運営を行うことが喫緊の課題です。

これらのことを踏まえ、歳入の確保に向けた取り組みを進めるとともに、中期的計画を定め身の丈にあった運営に努めます。

(1) 財政の健全化

財政状況を分析し、歳出全般の効率化と財源の配分の重点化を図り、財政構造の改善、弾力化に努めます。

- 公債費の増嵩抑制
事業の選択と集中に努め投資的経費の削減を通じ、起債を抑制して公債費負担の適正化を図ります。

(2) 歳入の確保

自主財源の確保に向けた取り組みとして、企業誘致の更なる推進や民間広告の活用に取り組みます。また、税についても引き続き徴収率向上のため体制強化に努めます。

- 企業等の誘致
新たな産業の振興を促進し、雇用機会の拡大と活性化を図ります。
- 民間広告料の確保
町広報媒体への広告提出の拡大により、広告料等新たな収入源を開拓します。
- 町税等の徴収率の向上
町税は自主財源の根幹であることから、口座振替制度の更なる推進や、滞納処分等を進め徴収率等の向上に努めます。
また、併せて使用料や手数料についても徴収率等の向上に努めます。
- 保険料の徴収率の維持
平成20年度よりスタートした後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、引き続き完納実績の維持に努めます。
- ふるさと応援寄附金制度の積極的なPR
寄附を通じた住民参加型の地方自治を実現するため、平成20年度に制定した「輪之内町寄附によるふるさと応援基金条例」などを積極的にPRし、まちづくりの財源確保の一助とします。

(3) 未利用財産の有効活用・売却促進

町が保有する遊休資産を洗い出し、市場動向に留意しつつ、保有財産の有効活用・売却等を推進します。

(4) 受益者負担の適正化

受益者の応益負担の原則に基づき、使用料等について、人件費の間接的な経費等を含めたコストを把握し受益と負担の適正化を図ります。

- 使用料及び手数料については、長期間改訂していないもの、定期的に改訂すべきもの、積算根拠が不確定なものについて、近隣自治体との比較、コスト計算に基づく適正な金額に見直します。

- 施設使用料の減免規定を見直すとともに、公益的な事業内容の他は、受益者の適正負担を徹底します。

(5) 補助金・負担金の適正化

補助金の財源は言うまでもなく税金等で賄われており、公共性・必要性・公益性、費用対効果、経費負担のあり方等について見直しを行い、負担金についても負担する団体の事業趣旨や必要性を十分に検討し、適正な支出に努めます。

(6) 公会計改革による取り組みの推進

新地方公会計制度（平成23年度に公開が義務づけられている）における、バランスシート及び行政コスト計算書の活用等を一層進めるとともに広く町の財政状況を町民に公表します。

第4章 行財政改革の推進のために

1. 大綱の公表と周知

改革を推進するためには、町民と行政が相互に理解し、ともに協力することで『町民が主役のまち わのうち をめざして』を実現することが必要です。そのため行財政改革大綱の公表と周知に努めます。

2. 実施計画の策定

行財政改革大綱は、平成22年度から平成26年度までに5ヶ年を計画期間として、新たな行財政改革に取り組んでいくための指針を定めたものです。

行財政改革大綱で定めた5つの基本方針、重点事項に沿った実施計画を策定し、全庁一丸となって取り組みます。

3. 実施計画の取り組み状況の報告及び公表

実施計画の取り組み状況については、さらなる行財政改革の推進を図るため、町ホームページ等において分かりやすく公表します。

4. 推進体制

行財政改革の推進は、町長をトップとする輪之内町行財政改革推進本部、その下部組織の推進委員会及び公募等による町民で構成する行財政改革審議会の意見聴取により大綱を作成し、毎年度その進行状況を管理、検証していきます。